

# 学校生活のきまり

和歌山県立和歌山盲学校 中学部・高等部

## 1 学習、届け出

- (1) 授業、ホームルーム、クラブ活動、生徒会活動及び学校行事の中で様々な課題を克服し、社会参加のための力をつける。
- (2) 授業中は、他の生徒の妨げにならないよう静かにする。
- (3) 通常、始業は8時35分、終業は15時15分とする。  
※ 早朝や放課後に教室などの学校施設を利用する時は職員に届け出る。
- (4) 登校後は許可なく寄宿舎に出入りしたり、学校から外出をしないようにする。  
※ 必要な時は、事前に学級担任（以後、担任という）に届け出る。
- (5) 欠席、遅刻、早退の際は、担任に届け出る。
- (6) 身上や住所、家族等に変化のあった時は速やかに届け出る。
- (7) 不必要な金銭や貴重品は学校に持つて来ないようにする。また、盗難や紛失の際は速やかに教職員に連絡する。
- (8) 転学、退学、休学、復学をしようとする場合は、担任と相談し、校長に願いを提出する。
- (9) 学校の施設、設備は大切に使う。万一破損した時は弁償しなければならない場合がある。

## 2 服装

(1) 原則として制服を着用する。上着の下は、白のカッターシャツや白のブラウスとする。

冬季は、上着の下に黒・紺・茶・グレーのセーター やベストを着用してもよい（但しフード付きは認めない）。

夏季は、上着を着用しなくてもよい。また、白のポロシャツでもよい。

スカートの丈は、膝が隠れる程度とする。

ベルトは、黒・紺・茶色とする。

靴下は、派手でない色のものを着用する。

(2) はき物は安全で活動しやすいものを使用する。

（下ばき、上ばき、体育館シユーズ）

(3) 体操服は規定のものを使用する。

## 3 身だしなみ

(1) 身体や頭髪、衣服を清潔にする。

(2) パーマ、脱色、染色は禁止する。

(3) 化粧、マニキュア、装飾品は禁止する。

## 4 考査

- (1) 定期考査については、1学期及び2学期は中間考査と期末考査、3学期は学年末考査を行う。
- (2) 考査の際、筆記用具や必要な物以外は、机の上や中に置いてはならない。
- (3) 考査中は消しゴム、鉛筆など各種用具の貸し借りを禁止する。
- (4) 考査中の私語は禁止する。また教室外でも静かにする。
- (5) 考査中に不正行為のあった時は、その時の定期考査の全教科の得点を0点とする。
- (6) 病気等、やむをえぬ理由で考査を受けられない場合、試験開始時刻までに学校に連絡する。また、高校生は理由が正当と認められた時は追試験を受けることができる。その際は診断書の提出が必要である。
- (7) 高校生については、開始後25分以降の入室は認められない。

## 5 保健、衛生と環境美化

- (1) 命を大切にし、病気の予防と治療、体力の増進に努める。
- (2) 清潔で健康的な学校生活環境にするため、校内の清掃と美化に努める。
  - ① 週一回、清掃する。（汚れた時は適宜清掃をする。）
  - ② 必要に応じて大清掃を行う。

## 6 飲酒、喫煙

(1) 飲酒、喫煙は禁止する。(20歳以上の生徒であっても、校内での飲酒、喫煙は禁止とする。)

## 7 車等の運転

(1) 自転車、自動車、自動二輪車、及び原動機付自転車の運転を禁止する。

## 8 交友

(1) 互いを尊重し、人を傷つけたり、迷惑をかけたりしないようにする。

(2) みんなで助け合い、明るい学校にするよう努力する。

## 9 その他

(1) 携帯電話は、登校から下校までの間は使用しない。(但し、緊急連絡等でやむを得ず使用の必要がある場合は、担任または授業担当時の教職員に許可を取った上、該当教職員が見ている前でのみ使用することができる。)

それ以外の場面において、校内で無断使用した際は、その日から5日間、登校後から下校時まで学校保管とする。

(2) iPadは、授業中に担当教職員の許可の下で使用できる。

それ以外の場面において、校内で無断使用した際は、その日から5日間、登校後から下校時まで学校保管とする。

(3) アルバイトを行う場合は、アルバイト届を事前に提出しなければならない。

## 附則

平成20年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和 3年4月1日改正

令和 6年4月1日改正

## 附則

平成20年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和 3年4月1日改正

令和 6年4月1日改正

令和7年度

学校生活のきまり

理療専門部生徒用

## 1 学習、届出

- (1) 授業、ホームルーム、クラブ活動、生徒会活動、及び学校行事を通して、望ましい社会参加のための力をつける。
- (2) 授業中はもちろん、自習時間中も他の生徒の学習の妨げにならないよう静粛にすると共に、自習時間は自学自習する。
- (3) 通常、始業は8時35分、終業は15時5分とする。  
※早朝や放課後に教室等の学校施設を利用するときは、担任に届け出る。
- (4) 欠席、および遅刻の際は学校に届け出る。病気で1週間を超えるときには原則として、診断書を提出する。
- (5) 早退の際は、担任あるいは教科担任に届け出る。  
遅刻の際は担任及び教科担任に断って授業に出席する。  
授業開始後25分を過ぎると欠課となる。
- (6) 身上(住所、家族等)に変化のあったときは速やかに届け出る。
- (7) 転学、退学、休学、復学しようとする場合は担任に相談し、学校長に願いを提出する。
- (8) 学校の施設、設備等は大切に使用する。万一破損したときは弁償を命ずる場合がある。
- (9) 登校後は許可なく寄宿舎に出入りしたり、学校から外出しないようにする。  
※必要なときは、事前に担任に届け出る。
- (10) 不必要な金銭や貴重品は学校に持てこないようにする。  
万一、紛失の際は速やかに教職員に連絡する。
- (11) 自分で解決が困難な悩みや問題のあるときは担任等に相談し、助言を求める。
- (12) アルバイトを行う場合は事前に「アルバイト届」を学校に提出しなければならない。

## 2 飲酒、喫煙

- (1) 校内では酒気を帯びてはいけない。
- (2) 校内での喫煙は禁止する。

## 3 服装

学校としては制服を定めていないが、華美にならない品位ある清潔なものとする。

校外活動や入学式、卒業式のときには、それらにふさわしい服装に心がける。

## 4 身だしなみ

- (1) 心身の健康に努め、身体や頭髪、爪を清潔にし、理療実習のときは白衣を着用し、理療科生徒としてふさわしい身だしなみに心がける。
- (2) パーマ、脱色、染色は医療従事者として適した身だしなみにする。

また、ピアス等の装飾品は理療実習の妨げとなるので、実習中は身に付けないようにする。

## 5 携帯電話

校内での携帯電話の使用は、必要最小限にとどめ、迷惑にならない場所で行う。ただし、授業中は電源を切っておく。

## 6 情報端末の使用

スマートフォン・タブレット・パソコン等を学習目的で使用するときは、事前に担任に申し出て、「タブレット端末等の使用許可願」を提出する。

## 7 交友

- (1) お互いに相手を傷付けることなく、相手の人格を尊重する。
- (2) 周囲の者に迷惑をかけないようにし、理性的で明朗な節度ある交友を行う。
- (3) みんなで助け合い、協力して明るい学校にする。

※個人の尊厳は民主主義の根本であり、差別するような言動を行ってはならない。

## 8 車の運転

自動車、自動二輪車、原動機付自転車の運転を禁止する。また、公道での自転車の運転は禁止する。

## 9 保健、衛生と環境美化

- (1) 命と体を大切にし、病気の予防と治療、体力増進に努める。
- (2) 清潔で快適な生活環境にするため、校舎内外の清掃と美化に努める。
  - ① HR 教室の清掃を毎日行う。
  - ② 毎週 1 回、分担区域を全員で清掃する。
  - ③ 必要に応じて大清掃を全員で行う。

## 10 考査

- (1) 定期考査は 1、2 学期は中間考査と期末考査、3 学期は学年末考査を行う。
- (2) 考査の際、筆記用具以外のものは、机の上や中に置いてはならないし、携帯電話等を保有してもいけない。
- (3) 考査中は消しゴム、鉛筆等各種用具の貸し借りを禁止する。やむをえないときは担当教員の許可を得なければならない。
- (4) 考査開始後 30 分以内は原則として答案を提出してはならない。提出後は速やかに退室する。

- (5) 考査中の私語は禁止する。また、教室外でも特に静粛にする。
- (6) 考査中に不正行為のあったときは、そのときの定期考査の全教科を原則として0点とする。
- (7) 定期考査以外に行うテストも、定期考査に準じて取り扱う。
- (8) 病気等やむをえない理由で欠席する場合、始業までに学校に連絡する。また、診断書等を提出し、理由が正当と認められたときは追試験を受けることができる。
- (9) 試験開始後25分を過ぎると受験を認めない。

## 附則

平成29年4月改正  
平成31年4月改正  
令和2年4月改正  
令和3年4月改正  
令和5年4月改正  
令和6年4月改正  
令和7年4月改正